

平成 15 年 度 第 18 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 16 年 月 2 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分
場 所 八王子市役所 6 階 601 会議室

第18回定例会議事日程

1 日 時 平成16年2月25日(水)午後1時30分

2 場 所 八王子市役所 6階 601会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第94号議案 特別叙勲(死亡者叙勲)の推薦に関する事務処理の報告について

第2 第95号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について

4 報 告 事 項

- ・平成16年度八王子市一般奨学生の決定について
- ・平成16年度以降の給食費指針について

第18回定例会追加議事日程

1 日 時 平成16年2月25日(水)午後1時30分

2 場 所 八王子市役所 6階 601会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第96号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について

第2 第97号議案 八王子市立学校教職員人事の内申の撤回に関する事務処理

の報告について

第3 第98号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告 について

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委 員 長	（3番）	名 取 龍 藏
委 員	（1番）	小 田 原 榮
委 員	（2番）	細 野 助 博
委 員	（4番）	齋 藤 健 児
委 員	（5番）	成 田 一 代

教育委員会事務局

教 育 長（再 掲）	成 田 一 代
学 校 教 育 部 長	水 野 直 哉
学 校 教 育 部 参 事 兼 指 導 室 長 事 務 取 扱 （教職員人事・指導担当）	永 関 和 雄
教 育 総 務 課 長	坂 本 誠
学 校 教 育 部 主 幹 （企 画 調 整 担 当）	後 藤 正 幸
施 設 整 備 課 長	穂 坂 敏 明
学 事 課 長	望 月 正 人
学 校 教 育 部 主 幹 （学 区 等 調 整 担 当）	尾 川 幸 次
学 校 教 育 部 主 幹 （新 校 開 設 準 備 担 当）	菫 生 田 孝
指 導 室 指 導 主 事	清 水 哲 也
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	高 橋 昭
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 （ 図 書 館 担 当 ） 兼 図 書 館 長 事 務 取 扱	大 熊 誠

生涯学習スポーツ部主幹 (企画調整担当) 生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	山本保仁
学習支援課長	奥野光孝
文化財課長	佐藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	岡部晴夫
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	西山 孝
生涯学習スポーツ部主幹 (川口地区図書館・公民館担当)	新井政夫
生涯学習スポーツ部主幹 (生涯学習センター図書館担当)	石原覚寿
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅澤重明
指導室主査	新井雅人
学事課主査	森久保義雄
学事課主査	古見久美

事務局職員出席者

教育総務課主査	小柳 悟
担 当 者	嶋田明洋
担 当 者	後藤浩之

【午後 1 時 3 0 分開会】

名取委員長 大変長らくお待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 1 5 年度第 1 8 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4 番 齋藤健児委員 を指名いたします。

また、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員異議ないものと認めます。

なお、追加日程第 9 6 号議案及び 9 7 号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 初めに、日程第 1、第 9 4 号議案 特別叙勲（死亡者叙勲）の推薦に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について指導室から説明願います。

永関学校教育部参事 特別叙勲、これは死亡叙勲でございますけれども、推薦に関する件につきまして、担当より御説明申し上げます。

新井指導室主査 それでは、第 9 4 号議案について御説明いたします。

本案は、元本市立第五小学校校長千葉正康氏が本年 2 月 3 日に御逝去されたことに伴いまして、死亡者叙勲の推薦をいたすものでございますが、東京都教育委員会への提出締切日の関係から、委員会にお諮りするいとまがございましたので、本年 2 月 1 0 日付をもちまして、教育長において事務処理をさせていただいたものでございます。

故人の千葉氏でございますけれども、昭和 6 1 年から平成元年まで本市立上壱分方小学校校長、平成元年から平成 4 年までは浅川小学校校長、その後平成 4 年から平成 7 年までは第五小学校校長をお務めになられ、平成 7 年 3 月 3 1 日をもって定年退職をされた方で

ございます。なお、平成6年度におきましては、八王子市公立小学校長会会長もお務めに
なった方でございます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御質疑はないようであります。

本案について御意見はございますか。

〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 特別に御意見もないようでありますので、お諮りします。

ただいま議題となっております第94号議案については、ただいまの説明のとおり承認
することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第94号議案についてはそのように決定い
たしたいと思えます。どうもありがとうございました。

名取委員長 次に、日程第2、第95号議案及び追加日程、第98号議案 市議会定例会提
出議案の意見聴取に関する事務処理の報告についての2議案は相互に関係ありますので、
一括議題といたします。

各案について教育総務課から説明願います。

坂本教育総務課長 まず第95号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理
の報告についてでございます。

この2月27日に始まります平成16年第1回市議会定例会へ市長が提出する議案のう
ち、本委員会所管分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の
規定に基づいて市長から意見を求められました。2月16日に照会がございまして、2月
20日議案を送付するものでございます。本委員会にお諮りするいとまがなかったため、
八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づいて、教育長にお
きまして臨時に代理し、2月19日付で異議のない旨の事務処理をいたしました。つきま
しては、同規則第4条2項の規定によりまして本委員会の御承認をお願いするものでござ
います。

内容につきましては、まず、議会に送る議案番号の第6号議案、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例設定についてというものがございませう。この所得税法等の一部を改正する法律につきましては、平成15年3月に国において可決成立しております。この中で消費税の総額表示義務規程が創設されまして、これについては平成16年4月1日から適用されることとなっております。本市では今まで公共施設の使用料につきまして、いわば外税方式で表示をまいりました。法改正を受けまして、内税方式、すなわち消費税相当額を含んだ使用料の表示に改めるもので、これを一括して処理する条例を設定するものです。教育委員会所管に係るものとしましては、少しめくっていただきまして、第6条というところに八王子市生涯学習センター条例がございませう。それからその裏側になりますが、第10条に八王子市都市公園条例、この中の有料運動施設の部、こちらがございませう。それからまた1枚めくりまして、第12条に公民館の関係、13条が姫木平自然の家、14、15、16、17、18条、陵南プール条例まで、こちらが本委員会に関係するものでございませう。いずれにしましても、今までは外税金額を書いておいて、それに100分の105を乗じて得た額というふうな形で設定しておりましたが、その105を掛けるというところを削りまして、例えば953円という表示でしたら、これを今後は1,000円というふうに表示をするというふうになります。そういう内容でございませう。

続きまして、平成16年度八王子市一般会計予算に関しましてでございませう。これにつきましては、予算の概要という冊子がお手元にございませうでしょうか。その一番厚いものの、次のところにあるかと思ひます。こちらが平成16年度予算案につきましての予算概要に基づいて教育委員会所管分について説明をさせていただきます。予算の概要をめくっていただきますと、総括とありますが、もう1枚めくりまして、市の予算規模が出てまいります。一般会計の予算は1,629億円ということで、前年度に比べますと、114億円の増という数字となっております。

教育費につきましては、もう1枚めくっていただきまして、5ページのところです。歳出総括というのがございまして、その中の10款の教育費、こちらが213億6,300万ほどでございまして、15年度予算に比べますと17億6,800万円の増加となっております。増加している理由につきましては、第七小学校の改築が16年度工事の量がふえまして、7億2,000万円ほどふえています。それから七国小の買い取りにつきまして16億2,000万円ほど計上してございまして、一方で人件費のマイナス等がありまし

て、この増加額というふうになっております。

個別の内容につきましては、恐れ入ります、104ページをごらんいただきたいと思っております。こちらから教育費関係の事業、主に新規事業ですとか、新たにレベルアップするようなものが書かれてございますが、104ページの上の段になりますが、市費による指導主事の配置という項目で、こちらにつきましては、指導主事を市費負担で2人増員する経費というものが計上されております。

それから、105ページの上になりますが、学力定着度調査、こちらにつきましては来年度小学6年生、それから中学1年生について実施する予算980万ほどが計上されております。その下、特別支援教育の移行ということで500万円の増額となっておりますが、現在の特殊教育制度から特別支援教育に制度転換が予定されておりまして、これに3年間で準備をしていこうということで、このモデル事業としての指定を受けて移行を進めるものでございます。

それから、106ページ上の段になりますが、学校営繕という事業名の中、説明書きの欄のところに（新）でトイレの悪臭対策というふうに入っております。それから（雇）と書いてありますが、これは国の緊急地域雇用創出特別補助事業、これを活用しての取り組みになります。尿石の除去のための費用、それからトイレ改修のための経費、これが新たに計上されております。

それから、107ページ上の段、小学校の健康診断に関しまして、主な経費欄に（新）とございますが、精神科校医の増配置ということで、今まで全校で1人だったものを1人ふやして2人にしていくという経費が確保できております。それから下の段、健康診断の中学校の分ですが、同じく（新）のところで血液分析費用で830万円ほどのっておりますが、これは12年10月に小学校で発生いたしました蛍光灯破裂事故の際にPCBと思われる油が体にかかった児童等に対しまして、専門家会議の答申どおりに中学2年生になります16年度に血液検査を行うものでございます。

それから、108ページにつきましては、高尾山学園の運営で16年度8,090万円ほど予算計上しておりまして、開校時の学級数、児童・生徒数は表にございますように、学級数で9学級、児童・生徒数141人という見込みで計上しておりまして、経費の欄にございますが、スクールカウンセラー、メンタルサポーター、それから体験学習等の講師、それから大学等の移動教室の経費等を計上しているものです。

それから、109ページの下段になります。地震防災対策、耐震補強の事業になりま

すが、こちらにつきましては表がございますけれども、耐震診断についてマルのついでいるところ8校になります。それから設計を5校、工事を4校進めてまいるものです。

それから、110ページ、第七小学校の改築が16億1,100万円ほどになります。金額的にかなり増加しているわけですが、16年度で校舎等の建設が完了いたします。それから16から17年度にかけて、今後は解体が始まりまして、17年度にグラウンドの整備をいたしますと完了するということになります。

それから、111ページです。小学校増築で由木地区とございます。こちらにつきましては、まず由木中央小につきましては、多摩ニュータウン及び周辺地域の開発に伴いまして、16年度については多目的室、それから倉庫各1室のプレハブを1棟設置していくというものです。それから由木東小につきましては、多摩都市モノレール付近の区画整理地内の開発によりまして子どもの数がふえるということで、同じくプレハブを1棟設置していくものでございます。

それから、113ページ、下の表になりますが、中学校の改築でございます。新たに中学校の改築に取り組むこととなります。16年度につきましては横山中学校の校舎等の耐力度調査、それから第四中学校の体育館の耐力度調査と実施設計、これを実施してまいります。

それから、114ページでございますけれども、上の段が心身障害学級設置、これは知的障害学級ですが、中野北小に設置を予定しておりまして、下の表の方の情緒障害学級につきましては、浅川中、それから南大沢中に設置を予定しております。

続きまして、社会教育費関係になりますが、116ページをお願いしたいと思います。上の段で歴史普及活用でございますけれども、文化財の散策コースを整備するというところで、史跡文化財の説明板に付近の文化財の位置を示した案内板を設置していこうということ。それから千人同心屋敷跡の碑がありまして、その用地の整備ということで、柵の修繕、それから案内板の設置を行ってまいります。

次に、その下になります。生涯学習支援システムの管理運営ということでして、このシステムにつきましては、今まで体育施設の利用予約受付を行っております生涯学習支援システム、これを再構築しまして、文化系施設についてもインターネットでの予約受付を行っていこうというものでして、16年10月の開始を予定しております。

それから、右側、117ページになります。読書のまち八王子推進ということになりますが、2の市民読書推進のところ、地区図書室等とのネットワーク、これで図書館所蔵

の図書のインターネットによる検索、予約、貸出、返却、これらができるようにしてまいります。

118ページ、上の段ですが、体育振興費につきましては、新たに総合型地域スポーツクラブの設立の準備をしております、1つはスポーツ振興基本計画の印刷をしていく。それからスポーツクラブマネジャーの研修を行っていくというふうな内容の予算が計上されております。それから、運動施設の関係が幾つかございます。まず滝が原運動場につきましては、野球場等の整備を行っておりますし、富士森公園の陸上競技場、119ページの上の段になりますけれども、陸上競技場西側入り口の既存のトイレに隣接いたしまして、障害者にも対応したトイレを設置しております。それから、下の段になりますが、富士森公園の野球場につきましては、芝の張替え工事を行っております。

内容は以上でございます。

次に、平成15年度の一般会計補正予算の関係になります。お手元に補正予算の概要という、(抜粋)と書かれたものがございましてでしょうか。追加で98号議案に添付されているかと思っております。補正予算の関連につきましては、98号議案の事務処理につきましてもあわせて御説明をさせていただきます。

まず、補正予算につきましては、95号議案に添付されています内容で進めてまいりましたが、昨日、諸般の事情によりまして内容の一部の訂正を行うこととなりました。これに当たりまして改めて教育委員会への意見聴取がございましたので、これに対しましても教育長において異議がないものとして処理をいたしました。従いまして、議会に上程されます内容は、ただいま見ていただいております補正予算の概要の抜粋と書かれているものとなりますので、これによりまして御説明をさせていただきます。

教育に関する部分は後ろから1枚めくって、15ページというところになります。第七小学校の改築の関係でございます。今回補正によりまして5億1,700万円を減額いたします。これは15、16年度継続事業として工事に着手しておりますが、契約の実績、それから事業の進捗率が予定を下回ったことによりまして、本年度の予算計上額を減額するものです。また、あわせまして、債務負担行為につきましても金額の減額修正をいたしております。表がございまして、表頭に金額Aという欄がございまして、この欄が2カ年の債務負担に係る金額でございまして、下の計の欄、24億8,000万円という全体を設定しておりましたが、契約実績等によりまして5億6,500万円少なくて済むということになりまして、19億1,400万円というふうに今回修正をするものでござ

います。

それから、そのほかは今回の補正に係る分はいわば整理補正になります。20ページ以降になりますが、20ページの真ん中よりちょっと下、10款教育費というところがございいます。1番目が小学校光熱水費、それから2番目が中学校光熱水費、こちらはいずれも夏の冷夏等の影響によりまして、その実績を見まして減額をするものです。

それから、3番の施設取得、3校ほどございいますが、これは国庫負担認定によりまして金額の移動、こちらの場合は増額補正をしております。

それから、21ページになりまして、中央図書館の管理運営、そしてまた生涯学習センター図書館の管理運営、こちらにつきましてはいずれも減額補正ですが、嘱託員の数が減ったこと等によりまして、不用となった金額を減額補正するものでございます。

以上が補正に関するものでございます。

説明は以上で終わります。

名取委員長 ただいま総務課の説明は終わりました。

各案について御質疑はございますか。

坂本教育総務課長 1点ちょっと御報告が漏れました。当初の補正の予算概要の中で教育委員会に対する予算配当ではございませんが、こちらの中の42ページ、総務費というところ、IT推進というのがございます。こちらの上のところですが、2番目の情報系端末整備ということで3,490万円ほどございます。この中で行政情報ネットワークの端末借り上げという中、930万円ございますが、これは全体では270台分ほどですが、そのうちの106台分が学校に配置されるものでございまして、その下の小中学校職員室ネットワーク敷設委託料ということで2,500万円ほどございますが、予算は総務部のIT推進室に配当されるものになりますが、学校につきまして、今まで事務室に1台の行政情報ネットワークにつながったコンピュータであったものを、学校の職員室にもネットワークを配備しまして、コンピュータ1台が増設されるというふうな内容となっております。済みません。先ほど説明するのを漏らしました。

以上でございます。

名取委員長 ただいま追加の説明がございました。御質疑はございませんか。

小田原委員 あまり膨大過ぎて。とにかく処理しちゃった話でしょう。ですから、議論になるような話じゃなくて、処理しちゃったのだから、この中で今お話ししたのを1枚のペーパーにして示してほしいのがまず1点。

その中で今のはたんと事実の経過説明だったけれども、問題点というのは何があるのか。不本意ながらこうせざるを得なかったというのがどうなのかとかという話をむしろ聞かせてほしい。これで、じゃあ、こうじゃない、こういうふうにしてほしいといったって、もう始まらない話でしょう。終わっちゃった話だから。

坂本教育総務課長 おっしゃる点、よくわかります。事実上この予算が議会に送られる直前に意見聴取を受ける段階では、確かに今さら言ったってどうにもならないということもございまして、十分ではなかったかもしれませんが、前回2月4日の折に予算の内示状況についてということで御報告をさせていただいております。あのときもその日の3時が内示を受けた後の組み替えなりの要求期限ということでございましたので、時間的に十分な時間というのはございませんが、極力折に触れ、そういった整理をした上でまた御意見を聞きして、予算のあり方についても反映をさせていきたいというふうに思います。

名取委員長 質疑についてはよろしいですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 それでは、御意見ををお願いします。

齋藤委員 小田原委員さんのおっしゃったこととちょっと重複するのですが、前回のときにもやはり述べたように、これはもうはっきりと議事録の方に残しておいていただきたいのですが、まず私、10月からしかやっていませんので、1年を通してまだ経験していないのでわからないのですが、時間的に無理があるように思います。予算については、根底的にもっと何をやっていきたいというところをしっかりと話し合ってから決めるもので、順番が何かちょっとね。この年度ももしかしたら10月までそういう議論がさんざんされてからこういう予算組みにされたのかどうか、私ちょっとそれはわかりませんが、来年度、また再来年度に向かって、今はもうこれをとめるわけにはいかないと思いますので、まずもっと根本的に、八王子市の教育委員会として何をやりたいというような根本の話をして、それから予算組みの内示を受ける、と。前回そんなことを言ったのかな。水野さんの方もぜひそうしましょうなどと言ってくださったので、同じようなことを繰り返しますけれども、ぜひそのあたりはしっかりやっていきたいなというふうには思っています。

それからもう1点、ちょっと今わかりませんが、前のときにも言ったように、公開されているところですから、この資料は傍聴者に配られていますか。

坂本教育総務課長 この厚い冊子につきましては、余分がございませんので、ちょっと配付はできていないと思います。

齋藤委員 前に私傍聴したことがありますけれども、恐らく傍聴者はちんぷんかんぷんだと思います。だから、もしないのであるならば、プロジェクターが何か準備できませんか。持って帰らせられないのなら、少なくともここでこういう説明をしているというところを、公開の場ですから、公平にしっかりと公表すべきだと私は思います。傍聴者が何を言っているのか全然わからないのでは意味がないような気がしますけれども。

小田原委員 これをつくるのも大変な金がかかるわけだから、こんなに配らないでもいいと思います。教育なら教育の抜き刷りだけでもね。だから、要するに1枚の説明があれば親切だということは確かです。

中身けれども、こっちの概要の、トイレの話があったときに、尿石の除去は雇用促進でやると言ったけれども、その下のトイレ改修も雇用促進なのですか。これは全然別ですか。

坂本教育総務課長 こちらにつきましては、ごく普通の一般財源で行う事業です。緊急雇用対策については、使うお金のほとんどを新たな人を雇い入れるということに使わなければいけないという制限があります。ですから、トイレを改修する、例えばトイレの便器を交換するとか、そういう物にかかる経費が多い場合には雇用対策ではちょっと取り扱えないということがあります。

小田原委員 トイレ改修というのは、トイレの悪臭対策になるのですか、そうすると。この一般の営繕になりませんか。

穂坂施設整備課長 トイレ改修につきましては、例えば便器を替えたりとか、そういったことを今想定をしておりますけれども、そういった排水口のところにかなり長年の経過で悪臭のもとが付着しているとか、そういったことで交換することによって1つのトイレの悪臭対策になるだろうというふうに考えております。

小田原委員 都から金が出るとするならば、そういうのをかえるんじゃなくて、除去する方にやったらいかがかなというふうに。これ言ってもしょうがない話だけだね。

それから、もう2点あるけれども、ページは忘れましたが、指導主事2人、結構なことだと思うんですが、例えばこういう話があるのです。ADHDで大変だと苦労している学校があって、実態がこうだから手助けを頼みたいというのを聞いたら、指導主事が何日か後に行きますという、そういう話があります。指導主事の人数が足りないからすぐに行けないというふうな話だと思うけれども、緊急度というのがあるわけで、4日おくれたら4日分を、飛び出しちゃったり、蹴っ飛ばしたりするような子どものためにほかの先生がそ

の担任に対してまた応援しなきゃならない実態があるわけで、これは日を置いていけな
い話なのです。すぐその場で対応しなければいけないのに、それが今できていない。2人
にしたら、ぜひその対応がきちんとできるようなことをやっていただきたいと思いき
どね。それがどういうふうに考えているのかというのが1つ。

もう1つ、これも何ページだか忘れましたが、七国小とか、由木中央小とかの増築の部
分があるけれども、これは前々から数の想定というのをいろいろ聞いているわけですが
ども、数の増減というのはかなり信憑性がおけるものというふうに考えていいのかわ
それでこういう予算がつくられていると思うけれども、これで対応できるというふう
考えていいのかわ。その辺はいかがでしょうか。

永関学校教育部参事 指導主事の使い方の問題でございますけれども、現在、2人増えた場
合、どういうふうな配置ということはまだ具体的に考えておりません。今委員さんがお
しゃられましたように、緊急性があるときにはすぐ対応できるということは、遊軍とし
ていつも余裕のある、つまり全員がその日配置されているということじゃないような状
況にしておくという場合じゃないかというふうに思っておりますので、そういったこと
も十分に配慮しながら、緊急時には対応できるような形を考えてまいりたいと思っ
ております。現在そのように計画しております。

穂坂施設整備課長 由木中央小学校あるいは由木東小学校の増築でございますけれども、
これは19住区の開発に伴いまして、ある程度備えるものというふうな位置づけがござ
います。そういった中では、公団からの資料等を勘案して教室数を割り出しております
ので、当初の想定からある程度推計にはなりますけれども、ある程度の数字を出させ
ていただきますので、そのとおりにいかない場合もありますけれども、そういった数
値に基づいて計算をしているということで、私どもとしてはそれに基づいてやらざる
を得ないということで、今回の想定でやらせていただいている部分でございます。

小田原委員 例えば七国小も増築するわけですよね。そうすると、いろいろな今回の補
正予算について話を伺って、七国小と新市街地とか、旧ナンバースクールとの差が大
き過ぎるみたいな話を伺ったりもしていますので、当初の予定が増築であったとし
ても、あれだけ新しい学校はもう余りそういうことを考えないで、将来また学級数
も減ることももう予想されるわけだから、今ある既設の設備で対応していくよ
うなことを考えていく工夫をしてほしい、これからね。

それから、学力到達度テストの話があったけれども、これももうどうい
うふうに進んで

いるのか伺っておりませんが、これだけのお金をかけてやるわけで、他区市が全校一斉にやっているのを、本市は学校数が多いから学年を限っているわけでしょうけれども、それだけにね、つまり全員にやるわけではないだけに、到達度テストというのを今までのような形で行うのではなくて、到達度って、何を基準にするのか。学習指導要領あたりを基準にしているのだろうけれども、学習指導要領で4年生なら4年生というのがあるわけですから、ここに到達したのが到達点ですから、これが58%とか何とかという、そういうわからない、科目によっても、その教科によっても違う通過点みたいなのを設定するのではなくて、この100を到達点としてはかるシステムというのかな、問題作成というものを考えていただきたい。そうでなかったら、こんなに金かける意味はないと思っています。そういうことをお願いします。

名取委員長 ただいま小田原委員から2つの御質問があったかと思えます。1つは施設に関することで、既設の施設を活用する方法を考えてほしいということと、それから到達度テストについてですけれども。

水野学校教育部長 前段の施設の考え方でございますけれども、今107校で、ピーク時の児童・生徒は3分の2に減っております。八王子全体の児童・生徒のキャパシティについては、純粹に空いているとは言いませんけれども、ピークから比べれば余裕があるということでございます。人口増と人口減のところ広い地域の中でいろいろと差があるわけですが、今まで割と地域地域といいますが、ミクロに見て学校建設等を図ってきたわけですが、先ほど言ったように、もうキャパについては3分の1ほど余っていますから、八王子市全体でどうするか。いわゆる自由選択制、学区の選択制も始まりまして、通学区域の弾力化とか、そういったこともできるわけでございますし、それから新たな教育の方法としての小中一貫校の試みとか、そういうふうなことをいろいろ入れながら、既存の施設を有効的に活用するということを原点に、今考えを少しずつ訂正しているということで、委員さんの御意見について十分配慮してやっていきたいと考えております。

永関学校教育部参事 委員さんのおっしゃっていることは大変難しい部分もあるわけですが、現在確かに100点満点のテストのうち、この教科については58点が到達ラインであると。こちらは70点であるとかというふうなことが後から示されて、非常にわかりにくい部分がある。全体の中でここまで全部できて当たり前だということがあるって、それにこれはもうできなくてもいい問題を上に積みながらとかというふうなことも、そうなってくると必要になるのかなと。大変重要なことでございますので、作成の委

員会も昨年もつくりましたが、今年度も多分そのような方向で進めると思いますので、十分にその段階から考えて、本当にわかりやすい、結果についての分析もだれが見ても納得がいくような形にできるだけ近づくような形で努力はしたいというふうに考えております。また、お知恵をいただけたらと思います。

齋藤委員 第七小学校の改築のことでちょっと気になるのは、シックハウス症候群といふかな、でき上がったはいいけれども、しばらく使えないという現象が新聞紙上などでもいろいろと騒がれていますよね。これまたそういうような現象が起きると、当然予算がかかってくることですから、それをつくっているところから十分配慮しながら、完成したときにはすっとちゃんと入れるような配慮というのは、この予算のところにはそんなのは入っていないものですから、しっかりそれは検査をしているのでしょうかけれども、完成したのはいいいけれども、またこんなものでつまらないところで引っかかって、すぐに入れないなんていうことがないようにしっかりお願いしたいと思います。

穂坂施設整備課長 ただいまのシックスクールについては、工事の中で既に測定をするということの契約になっておりますので、この中に既に組み込み済みでございます。それから施設整備の予算の中で、今度はいろいろな什器を入れた場合の机とか、椅子とか、そういうときにまた入れた後の測定もする予定でございまして、二重の対策を講じたいというふうに考えております。

小田原委員 今みたいなお答えじゃだめです。だれだってそういうふうに言えるに決まっているけれども、そういうことをお願いしているわけじゃなくて、齋藤委員が言っているのは、そういうことを検査するとか何とかじゃなくて、そもそも起こさないようにさせろと言っているわけです。つまり七国小だっているいろいろな工事の中に組み込んで、検査をするみたいなことをやっていたって、すぐ使えない教室が何教室か出たでしょう。そういうことをやるなと言っているのです、新しくつくった時点で。しかも、そんなことをやっているから調布みたいな話が出てくるわけだから、今度は子どもたちの健康診断を見る、見ないみたいな話までいっちゃうわけでしょう。だからそういう話にならないようにしろと言っているわけだから。契約の中に検査が入っているとかいう話じゃないのですよ。

水野学校教育部長 特に七国小学校のときにそういった問題がありまして、子どもたちに迷惑をかけたこともございます。そういった反省、それから他市でもそういった先例がございますし、私どもの方は工事中の材料からそういったものが発生しないものを極力使ったり、それからもし発生した場合については、先ほど言ったような対応を考えながら、工事

中からそういった配慮をしながら進めているということでございますので、でき上がった
暁には、さっき課長が言ったように、工事者、それから我々の方も二重にチェックをして、
そういったことがないように万全の対策を講じながら、特にいながらにしての工事として、
1日も早く新しい校舎に入りたいということですから、スケジュールがもしそれで狂った
なんていうことになると、シックスクール問題と同時に大変な問題になりますので、私の
方としましてはでき得る限りの万全の対策を今講じて進めているということでございます。

名取委員長 ちょっとたくさんの御意見が出ました。全部申し上げるわけにはいきませんけ
れども、何しろ予算の説明についてはわかりやすく、1枚にまとめてほしいと。そして、
その資料は傍聴の方々にもお配りできるような体制をとっていただきたいということが1
つありました。それから、各学校で緊急事態が発生した場合、指導主事がすぐに行動でき
る、対応できるような体制をとっていただきたいということです。そんなことをぜひ頭
に入れて今後進めていただければありがたいと思います。

ほかに意見がないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第95号議案及び98号議案については、総務課長から
説明がありましたように承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ありがとうございます。異議ないものと認めます。よって、第95号議案及
び98号議案については、ただいまの説明のとおり決定いたしました。どうもありが
ございました。

名取委員長 続きまして、報告事項に入ります。

教育総務課から順次報告願います。

坂本教育総務課長 それでは、平成16年度八王子市一般奨学生の決定状況につきまして御
報告申し上げます。小柳主査から御説明いたします。

小柳教育総務課主査 今月の2月12日に開催されました平成15年度第2回八王子市奨学
審議会におきまして、平成16年度の一般奨学生及び中途採用者が選定され、同日教育長
決裁にて決定いたしましたので、その内容について御報告いたします。

平成16年度の一般奨学生、応募は301名ございました。そのうち所得限度額を超過
した者3名を除いた298名が対象となり、予算定員100名を審議会において選定して
おります。

選定方法であります。学力、これは成績です、学校所見、学校長の評価になります。所得、これは市都民税の額と家庭状況の4項目について、成績と学校所見で50点、所得と家庭状況で50点の、それぞれのポイント制を設けて、合計得点を100点とし、総合得点の高い順から選定する方法をとっております。今回総合得点の同点者につきましては、成績評定の高い順に序列しまして、上位100名を選定しております。

また、中途採用としましては、現在高校2年生で、高校進学後に主たる生計の維持者の死亡だとか、失業等、著しい家庭状況の変化により、経済的理由が困難な生徒に対して対象としていまして、8名応募がございました。一般奨学生と同様の選定方法に基づきまして上位5名を選定しております。

なお、今回奨学審議会におきましてその選定基準の議論、成績重視とするのか、経済状況を重視するのかなどの議論がございました。今回の選定に当たりましては総合得点方法のポイント制、これは成績と経済状況をバランスよく同列に評価しつつ、同点の場合は成績順とする方法でありましたが、今後奨学生の選定に当たっての選定基準の見直しについて、所得制限の限度額を設定し、所得の足切りを行った上で成績順に選定する方法はどうかと。または一定の成績で足切りを行い、税額、所得順に選定する方法、また生活保護世帯や母子家庭については、税収など年収に見合う処置状況についても考慮する必要があるのではないかという御意見が出されました。これについては次回、8月に開催されます平成16年度の第1回奨学審議会において、再度選定基準の見直しについて一定の方向性を検討することとなっております。

最後に、奨学審議会規則についてであります。

審議会委員のうちから教育委員枠2名を削除する旨の規則の一部改正につきましては了承を得ております。現在、市の規則改正の進捗を進めております。

以上報告を終わります。

名取委員長 ただいま教育総務課からの報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

小田原委員 見直しして、学力、所得の得点50点、50点というのは、これでいいということになったと、そういうことでよろしいですか。

坂本教育総務課長 今回の選定については、従来この審議会がとってきたフィフティー・フィフティーの方法で行こうと。ただ、同点者については、従来は所得の方を重視したのですが、今回は成績を重視しようということになりました。また、今後に向けて8月に開か

れます審議会で再度議論をしようよということで、その選定の基準について見直そうということで、先へ向けてやろうということで議論が行われました。

小田原委員 この学力というのは何ですか。

坂本教育総務課長 予約募集になりますので、今中学生ですから、中学校3年生2学期の5段階評価の成績の平均値ということになります。それと学校長所見が一部加わっているものになります。

小田原委員 今、絶対評価ですよ。絶対評価で、しかも同点のときにはこの結果でやるというふうに言っているわけだけれども、その妥当性というのかな、公平性というのとも違うな。妥当かどうかということの決め手として使っていいというふうに判断していいか。

坂本教育総務課長 従来相対評価の中での5、4、3、2、1、それが今回観点別評価の中での得点ということになりますが、よるべきところとして、一斉に同じ試験でもって受験していただいて、その得点で評価というふうな方法も考えられるわけですがけれども、具体的に可能なところでいきますと、学校の絶対評価、そういうものも各校でそんなに評価に差が出てくるというものではないと思いますので、妥当なものというふうには思っております。

小田原委員 ここに選考とか、奨学生の対象とするものは、こういうのを奨学生としますよというようなものはありませんから、何とも言えませんが、この趣旨に沿ったときに、成績優秀な者というのは1項目あるだろうと思うけれども、それは極端に勉強が嫌いでとかいうの以外であれば、奨学生は進学したくても財政的に進学できないのを補助するのが趣旨だと思うので、そちらの方を重視するというのかな。その点を評価の対象とするというふうなことをまず考えていただきたい。ということは、例えば100番で切っているというけれども、100番と101番の差というのがどこでどうそういうふうに見えるのかというのが非常に僕は微妙だと思うのですよ。だから100番と101番とは違うというふうには言えればいいけれども、だから聞きませんが、僕はこういうのは非常に悩みます。

名取委員長 その責任を負う部分がありましたね。評価の方法が今後変わる可能性があるから、その様子を見ながら変更していかなければならないということを使う委員長もいましたのでね。

小田原委員 だから、それを参考にしてほしいけれども、意欲がなければやる必要はないの

ですよ。成績が悪くたって意欲があれば、これは援助してやるべきだというふうに思います。成績2だって僕は構わないと思っていますよ。そういう場合ね。それが1点。

それから、前回たしか委員長からも話があったと思うけれども、この委員会からは委員に出なくて、その分10万円ぐらいは浮くだろうけれども、委員の手当そのものがね、10人いれば10人分、110番まで入れることができるんだけれども、そういう話についてはどうだったのですか。委員の中から特に出ませんでしたか。

坂本教育総務課長 出ませんでした。前回の委員会では直接は出ておりません。

小田原委員 教育委員会からそういう話が出ているという、その3人撤退するという事はそういう意味があったわけでしょう。そういう話には全然心を痛める委員はいないというふうに見ていいのですか。

坂本教育総務課長 この審議会の会議の席以外でも委員さん方とも個別にお話をしたりする機会もございます。そういった中でそういった御意見を委員さんの方からもいただいております。また、そういう方向性というものは実現ができる下地といえますでしょうか、それを整理しながらやっていきたいというふうには考えております。

小田原委員 ぜひその審議会の委員は無料でやったださる人をお願いするような形に改めてほしい。どうしても欲しいというなら、やってもらわないか、あるいは教育委員の分をそっちへ回すとか、そういうふうに考えてほしい。

名取委員長 趣旨はおわかりだと思いますので、ぜひその辺はよろしくお願いします。

ほかに。よろしいですか。

では、本件についてはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

名取委員長 次に、学事課から報告をお願いします。

望月学事課長 それでは、お手元の報告事項資料、学事課の資料に基づきまして、16年度以降の給食費の指針について御説明いたします。

経緯でございますけれども、1月に学校管理運営規則の改正が施行されまして、これを受けて、16年度から授業時数を確保するという事で、各学校の取り組みになりますけれども、休業日を減らして授業時数あるいは授業日を増加させるという事で、それに伴って給食実施日数も増加させる必要がある場合もございます。そこで、現行の給食費では対応できないということについて、対応指針を校長会あわせて、教育委員会と校長会で同時に指針を取りまとめて、各学校は各学校の裁量で給食費を設定するという事にいたしましたのでございます。

給食費の指針というところでございますが、現在おおむね年180回、ないしは185回程度実施しておりますけれども、現行の給食費月額、低学年は3,300円、高学年は3,800円でございますが、これに加えて180回を超える場合は、1回当たり1食単価が低学年201円、高学年232円でございますが、これを上限として徴収することができるというふうにしたものでございます。従いまして、15年度まですべての学校で給食費の月額は全校一律でございましたけれども、16年度以降につきましては、単価についてはこうした上限はございますけれども、各学校まちまちの給食費月額という形で給食が運営されるということになります。

こうした指針を具体的にこのような形でまとめた理由でございますけれども、これは当然のことながら、1番目に授業日の増加にばらつきがあるということで、一律に決めるということにはならないということ。それから2番目には、180回を超えた場合に、それではただちに1食当たりの単価分だけ追加乗せ徴収するのかということになりますと、現実に182回とか3回とか実施する学校がございますので、そうした学校はそのまま乗せするというにはならないというふうに教育委員会としても考えておりまして、180回を超えたからといって上乘せの徴収にならない。しかし、小規模校や、現に厳しい給食運営でさらに給食回数を実施するという場合については、校長の裁量の中で給食費を1食当たりの上限の中で設定するということが考えられるということで、こうした各学校ごとの対応ということで指針を取りまとめたということでございます。

以上です。

名取委員長 ただいま学事課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございますか。

細野委員 教育費の指針がありますよね。低学年は3,300円。これ180回で割ると、食幾らでしょうか。

望月学事課長 現在の給食費徴収の方法は、低学年については3,300円を11カ月という形で徴収しております。高学年につきましては3,800円を11カ月。基本的に8月は徴収しないというふうな形でやっておりますので、11カ月ずつ徴収しているということでございます。それを180で割りますと、それぞれ201円、232円という単価になるということでございます。

細野委員 それで、(2)のところは現在180回を超えているところは、それは上乘せしないと。

望月学事課長 実際180回を超える学校というのは、今年度につきましては、181回から185回ぐらいの計画で、学級閉鎖等がございますので、若干減るかもしれませんが、30校とか40校ぐらい181回以上のことをやっております。これは実際にはこの給食の1食当たりの単価を下回る価格で実施しております。そうは言いながらも、180回でやっている学校もございますので、八王子市としてどのように設定するかといった場合に、180回を超えた場合に上乘せはできるというふうに定めておくことによって、実際にもう超えている学校については改めて徴収しなくてもいいわけですから、そういう形で各学校の裁量でできるようにした。同じ給食の回数をやっていて、昨年度は3,300円ですけれども、ことし3,310円とか3,400円とするわけにはいかないだろうということで、各学校の裁量にしたというところでございます。

細野委員 まだよくわからないけれども、今回そういう形で指針を出すわけですね。出したわけでしょう。ルールが変わったから、これは今までやっているところとは違った形でルールが発生するから、今までのところとは違うと。今までも抑えていたって、それは関係ないというわけにはいかない。今までの慣行を使うということですか、額を決めておいて。それがよくわからない。指針が新しく出されたのですよね。180回を超える場合には、1回当たり1食単価が出てきたわけでしょう。こういう形でルールが変わった。そうしたら今まではそういうルールがちゃんとしていなかったから、裁量に任じたけれどもということでしょう。

小田原委員 そうじゃないでしょう。裁量に任せていたわけ。

望月学事課長 今までは年額幾らを先ほど申し上げたように11回で割って、その金額3,300円あるいは3,800円を徴収していました。その金額の範囲で最低180回以上実施するというルールがございます。それに基づいて182回、3回やっている学校もございました。現実に180回ぎりぎりの学校もございました。そういう経緯があるということです。今までのルールが変わるということではなくて、さらにこれが回数が大幅に増加する学校もある、あるいはそれほど増えない学校もあるという中で、一律にそのもとの部分を変えるということにはならないということで、増える回数に応じて弾力的にそれに応じた必要な金額を単価を上限に、学校で給食のレベルが下がらない程度にとっていただけと。

細野委員 それが僕はわからない。1食当たりの単価がちゃんと決まったわけでしょう、201円とか232円とか。掛ける実質の給食回数で取ればいいじゃないですか。何でそ

うしないで、上限というのを決めるわけですか。

望月学事課長 現在、例えば180回15年度やっております、16年度も同じ回数だということで、3回分この1食単価で上乘せするというのももちろんできる形をとっております。上限を設けるかどうかということについては議論がございましたけれども、もともと1食当たり基準栄養価を確保するためにどの程度のお金がかかるかということは、何年かずっと検証しながら栄養士の方で出しておりますけれども、これは今後の課題でありますけれども、各学校1食当たりの単価をもっと上げて、もっと自由にやっていいじゃないかという考えもあるかと思っておりますけれども、現時点ではこの額の中で工夫していこうというところで、今の段階ではそういうことで話が決まったということでございます。

小田原委員 3,300円と決めているからおかしいと言っているのです。それじゃ180回回っていない学校だって3,300円取っているわけでしょう。だから超える学校について上限を決めて金を取ること自体もおかしい。そこがわからないと言っているわけです。

望月学事課長 必ず180回回っております。

小田原委員 ばらつきがあると言っているの。

望月学事課長 180回から185回というばらつきがあるということです。

細野委員 だからそんな話ではなくて、1食幾らだと決めておいて、実際にそれぞれの学校が何回給食を出す、その分を取ればいいじゃないですかということを言っているわけで、わざわざ上限のもとでどうのこうのなんていうことは市場原理に合わない。

小田原委員 回数を決めたりすること自体がおかしいので、かかった金だけ取るということでいいじゃないですか。学校でそれだけの特色を出せばいいんだから。うまいものを食べさせるから来い、でいいじゃないですか。

望月学事課長 基本的には回数分の給食費ということになっているかと思えます。ただ、同じ回数を昨年もやった、今年もやったということで、上げることについて保護者の理解を得るということは難しい場合には同じ額で、この額は学校の裁量になりますので、各学校の方で判断せざるを得ないだろうと。

細野委員 難しいってどういう意味ですか。

望月学事課長 例えば昨年度並みの質といいますか、給食を設定してくれれば上げなくてもいいんだというような保護者の動向があるとすれば、同じ回数をやって、上げるというのは困難だというふうに学校が判断すれば、やはり上げるのは困難だろうというふうに思います。

小田原委員 困難だということがまだわからないけれども、その201円というふうに考えるわけでしょう。栄養士が考えたと言うけれども、その201円というのはアメリカ産の牛肉を使って、何とか島のカボチャを使って、北海道のニンジンだかジャガイモを使っているわけでしょう。で、幾らと言っているのでしょうか。八王子産で市場へ出せないジャガイモをいただいてつくったら幾らとかということをやっているわけ。

望月学事課長 これを決めた経緯は、やり方ですけれども、毎年標準的な各学校で中心的に多く出されている献立を10種類ほど抽出いたしまして、それをそのときの市場価格で食材を調達したときに、平均的に幾らかかるかという試算をして、その平均値ということになります。それを180回やるについて、その単価掛ける180回という形で、それを今度また逆に11回で割り返してというような形で計算して、この価格は出ております。ですから、高学年と低学年の差は必要栄養量の差ということになりますけれども、そういう形で10品目ほどの標準的な献立がどのくらいでできるかということの試算をした上で決まってきた金額でございます。

細野委員 要望というか、意見ですけれども、1食当たり幾らと、これ決めてください。あとは実際の回数で徴収するという形に変えてほしいです。上限とかどうのこうのはいいと。そういうふうには思っていない。

水野学校教育部長 委員さんたちの意見は十分わかります。今まですべて70校が同じ給食単価でやってきたわけですけれども、小田原委員さんがお話のとおり、それぞれの食材についても、八王子は農業もまだまだたくさん盛んなところで、すぐ学区内の農家の方から安定的な供給を受けながら学校給食の食材にしている部分もあります。そんなことで、栄養士さんはいろいろな手だてをしながら単価を上げなくて栄養価の高いものというような工夫をしているわけですけれども、多少最近デフレ傾向ですから、そういったことで単価が抑えられている傾向があるわけです。これからまたインフレなんかになると大変ですが、八王子の農家も専業農家は少うございまして、農家も高齢化してしまっていて、たしか学校も70校のうち20校ぐらい、はっきりした数字はございませんけれども、きちんとした地場の農家から供給をするというような方法がなかなかとれない。ですから、今多分検討会を開いて、JA、八王子農協、これに中に入れてもらって、地場の野菜等を安定的に供給して値を抑えるということを考えています。

それと、学校がすべてが同じ値段で、それから180日、これもずっと変わってくるわけですから、すべての学校がばらばらでいいじゃないか。単価もそれぞれの栄養士さん、

給食調理員さん、それから保護者が入った給食会というのがあって、地場を使ったり、いろいろなところからいろいろな工夫をして、これがまた1つの学校の特色になるんだというような、70の学校が将来的には私はばらばらでいいと。ただ、今まで長年この3,300円、3,800円、全部一律だということについて、学校の現場からは、特に教職員からは相当抵抗がございます。そのような話し合いの中で今回こういった方法を落としどころとして暫定的に決めさせていただいたのであって、方向性としましては、今委員さんが言ったように、学校それぞれ自由選択というか、自由競争といいますが、そういった方向に私は行っているというふうに思います。また、そういうふうな方向でやりたいというふうに思っています。

齋藤委員 素朴に私も話を聞いているうちにわからなくなったのですが、つまり最低180回ということは、今現在で例えば185回行っている学校もあるわけですね、現実的に。それが1カ月3,300円掛ける11カ月で、ある学校は185回をその金額でやっている。ある学校は180回ぴったりでそれでやっている学校が今現状あるわけですね。これが今度夏休みをやることによって、今まで185回やっていた学校は仮にそのままどしましよう。もう1校、今まで180回だったのが185回になったとき、この学校とこの学校は同じ185回だけれども、もともと185回やっていたところは今までどおりで、新たに180回から185回にふえちゃった学校は5回分を取るという解釈なのですか、これ。そうなってくると、ちょっと不公平が出てくるかなというふうに思います。

望月学事課長 そのこと自体を学校にお任せしたということでございます。185回の学校が15年度より上乘せして、例えば3,300円じゃなくて3,400円ということでもできるし、180回から185回というふうにする学校が、内部努力でやってしまうと。同じ額でやってしまうということもできるということにしたものです。

齋藤委員 だから事務方としてはどういうふうにしたいのでしょうか。落としどころと言ったけれども。

望月学事課長 現時点ではやはり保護者負担の軽減ということ、それから非常に所得の状況が厳しいという中にありますので、回数を増やしたからといって学校の中で保護者負担に配慮しないまま上げることがないようにということを1つは非常に考えたところがございます。ですから、その意味では1食単価というのを上限にしたかった。これはそういった背景の中でやったことがございます。それからもう1つは、今齋藤委員さん、御質問されましたけれども、現実に3,300円と3,800円という月額でやっておりますけれども、

現実に180回から185回のばらつきがあるので、それをどういうふう実際に給食費を運営していくかというときに、各学校あるいは地域の実情もあるだろうということで、1食単価についてはちょっと上限を設けさせてはいただいたのですけれども、その中で各学校ばらばらになるかもしれませんけれども、裁量でやっていただくということで、今年については1食単価の枠を取り払うということまでは行かなかったのですけれども、そういうことで各学校それぞれが対応してやってもらおうということで、校長会の方にも話をし、栄養士会の方にも話を出しまして、この方向で一応来年度行くということでほぼ決まっております、それで今日は報告ということで、大変申しわけないのですけれども、そんなことで御説明させていただいたということでございます。

小田原委員 決まった話をこうやって持ってくるから、また同じことを言わなきゃいけないけれども、決まったことはもう持ってくるなと。どうしようなんていう話じゃ困るのですよ。つまり校長に任せたら、齋藤さんが言っている話そのままになるわけでしょう。185回の学校が3,300円で、180回から185回にしたのは今度また1,000円上乗せする、4,000円取るという話になってくるわけでしょう。それも校長に任せるといって、3,300円と4,000円幾ら、4,304円だか5円だか取るわけでしょう。それは校長の裁量で決まるなら、校長はうちの学校に来てほしいわけだから、値上げなんかするばかりはないじゃないですか。だからさっき部長が話をしたけれども、教員の抵抗があると言ったけれども、教員はなんで抵抗しているわけ、それ。何を抵抗するのでしょうか。

望月学事課長 現に例えば今年度185回やっていて、そのままの金額で行こうという学校があって、180回から185回へ行く学校が例えば3,400円にするという学校があったと仮定します。

小田原委員 何で3,400円になるの。1食201円だから、5倍するわけじゃないですか。

望月学事課長 上限ということで考えれば、そんなことも考えられるのですけれども。それ自体は例えば上げた学校についてはほぼこの単価で行くわけですけれども、上げない学校についてはこの単価より低い額でやっているということで言えば、上限を設けているということ自体の問題は1つございますけれども、1食についての基準栄養価はもちろん守るのでございますけれども、それぞれの学校で単価を設定したことにはなるかなというふうに思っ

おります。

それともう1つ、上限については、これは部長の方も別の件であるいは委員さんの方からも御指摘いただいているところですが、まだまだ横並び意識といいますか、そういったものがございまして、何か一定のルールみたいなものが各学校で欲しい。栄養士自体も、例えば保護者に対して給食費の説明をするというときに、一定の指針といいますか、そういうものに基づいて説明したいということがありまして。

齋藤委員 だから1食単価は幾らだっただけいいでしょう。上限を設けることの正当性がわからないというわけですよ。それを説明してほしいというわけです。

小田原委員 これ利益でも出しているわけ、この201円で。損しているの。上限の201円というふうにやったときに。決めた値段で御飯を食べさせているわけでしょう、平均で。だからもうけているの、損しているの。とんとんなの。

望月学事課長 現実にはもちろん210円でやったり、190円でやったり、1食当たりです。ね、やるという中ではありますけれども、実際例えば190円のとときに栄養価が足りないかという、そうではないですけれども、そういった意味で平均として201円、232円ぐらいであれば基準栄養価をとれるだろうということがありますが、本当はもっと努力をなげしないのかという問題があるのですけれども、もっと低い額でできる可能性ももちろん現時点でありますので、各学校の方ではこの努力の中でできるはずだということが前提になっているというふうに思います。

小田原委員 普通の食堂とか、あるいは家計を考えたときに、月額3,300円で11カ月払えというふうにして、プラスマイナスゼロという食費計算、食事を準備するなんていうのは僕はどだい無理な話だと思うのですよ。だからある年度では足りなかったとか、ふえたとか、1円刻みでやっているわけですから、そういう計算になるはずですよ。そういうのはどうなっているのかというのはわからないからね。だから栄養士はつじつま合わせてゼロ、ゼロにするのじゃないの、きっと。だからそういうのはどうなっているかということ。そういうことを考えていったら、幾らと決めることが無理じゃないかという。だから細野先生はそういうふうには言っているわけです。だからそれを何で横並び意識とか、抵抗するとか、しなきゃいけないとか。そんなことは必要ないじゃないかという話になるわけ。そういう話をしていけば。

名取委員長 いろいろ意見が出ましたけれども、ここで決定するべきじゃないのでね。

小田原委員 いや、そうしてほしいですよ。

細野委員 どうして問題にするかということ、経済的なコストの問題と、受益者負担する問題と、社会扶助あるいは社会福祉ということの考え方を一緒にしているから、僕は今言っているわけです。それはまた別の問題です。今、小田原委員もおっしゃったけれども、野菜とか食材の毎日の価格変化って結構あるわけです。そんなことをいろいろ考えたら、上限を設けるとか、1年間幾らだと、そういうことをやって、市場メカニズムと全然違った話になっちゃうわけです。それを皆さんがじゃあ予算から持ってくるという話とか、そういう話がそれはあるかもしれない、わからないけど。そうしたら、これは少し決定の方法を変えたらいいじゃないか。つまり受益者負担にまず全部戻しましょうと。ただし、それが今度は家計の負担のところとかにいったときは、それはもう社会福祉の問題だから、そっちの方へ回しましょうということができないのか。その話です。

望月学事課長 前段できちんとした説明をしなくて申しわけございません。給食費というのは、学校給食法の中でも人件費とか、施設設備とか、そういったもの以外のものだけを給食費ということで、保護者が負担するのは食材費の部分でございまして、これは食材にかかる部分を、言ってみれば給食費で食材を全部賄ってしまうという、別の会計みたいな形になっておりまして、その意味では全く受益者負担という形でやっているところでございます。そうした意味で、今細野委員さんおっしゃったような形で各学校の特色で給食の単価を設定することもできるでしょうし、それから地域の実情を生かして、周りの農家との連携の中でいろいろな給食の単価というのはあり得るだろうというふうに思っております。現時点ではやっと回数に基づいた給食費を設定するというのが現段階で精いっぱいのところございまして、今後そのような考え方をより一層進めていかなければいけないということは本当に肝に銘じたいというふうに思います。

名取委員長 ここで出た意見を私は各学校で反映していただきたいということなのです。ここは報告の場所ですから、報告したことについて皆さん委員から御意見が出ました。それを参考にしてよりよき方向に進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

齋藤委員 ちょっと資料を持ってこなかったのですが、これは小学校の給食のことだけを触れていますけれども、中学校でもミルク給食があるじゃないですか。その件については全く触れていませんけれども、ミルク給食の方は全然触れなくていいのですか。

望月学事課長 中学校のミルク給食は、これも小学校と同じ食材費の分だけということになりますけれども、これは東京都給食会の方から牛乳を供給してもらおうのですけれども、東

京都給食会が毎年度入札をして、そこで1個当たりの単価というのを決めます。その額がそのまま給食費になるということで、市のレベルとか、学校のレベルでそれ以外の金額を設定するということはありませんということ、全くそういう意味で言うと、きれいに市場の価格にぴったり合った額でやっているということ、わざわざこういったものをつくる必要には及ばないということです。

齋藤委員 仮に夏休みに授業をやるときでも申し込むことができるということですか。

望月学事課長 さようございます。1個当たりの単価が決まっています、回数分ということですので。

齋藤委員 全くやらないとか、買えないとかということはないわけですね。

望月学事課長 そういうことはないですね。

齋藤委員 仮に夏休みに授業があっても。

森久保学事課主査 現実には、学校牛乳を扱っている業者が夏休みのある一定の期間は工場の学校牛乳のラインをとめてしまうということがありますので、現実的に供給が不可能な時期も現実にはございます、牛乳に関しては、これは東京都の方で入札をやる関係で、学校牛乳と一般の牛乳のラインが別の形で作っております、牛乳の業者がですね。ですから、その部分ほかの市町村で供給がない場合、採算が合わなくなりますので、当然注文のないとき一定の期間、夏休み中はラインを止めて、市販の牛乳だけをつくっているという期間がございまして、その期間については牛乳の供給は不可能でございます。

成田教育長 大変貴重な御意見や方向等々もお話しただいて、ありがとうございました。学校給食会というのがありまして、これは市教委が事務局、校長、栄養士、それから調理業務やっている、それから教員も入りましてのそういう会がありますので、そこに生かしていただいて、各学校に届くような形をとっていきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

小田原委員 民間委託というのは全然考えてないのですか。

望月学事課長 民間委託は、現時点では調理の委託ということで、食材そのものの調達とかいうことは、現時点では市の事業としてやるということで、今後の課題になるのかなというふうには思います。

小田原委員 調理・調達含めて。そんな採算が合わないのには民間は乗ってきませんよという話なのですか。60食の学校もあれば、700食の学校もあるだろうから、そういうばらつきがあるから乗ってくるかどうかかわからないけれどもね。学校給食会を考えるからお

かしくなるわけで、学校給食会なんかつぶしちゃえばいいじゃないですか。そういうところから新たに。つぶすというのは1つの考え方よ。今あるものに乗っているのではなくて、新たにどうするかというようなことを考えてほしい。

名取委員長 それもよろしくをお願いします。

齋藤委員 今本当に新聞にも、私もチャンスがあったら意見を言おうと思ったのですが、福生の中学校で給食を始めるし、中学校給食が始まっている。これすぐ身近でこういう新しいものをどんどん取り入れようとしているのが現実的にできているのですから、八王子は単純に学校が多いからというのがすぐ言いわけになるんですけれども、少し新しいことをどんどん考えていった方がいいかもしれませんね。私もそれは意見としてつけ加えたいと思います。すぐ隣でやられたから悔しいね。

小田原委員 1,500万円掛ける3校か4校と、30校との違いなのでしょうね。

望月学事課長 その件、情報提供だけさせていただきます。表には出ないので、これは公式的なことですから差し支えないと思いますけれども、福生市の場合、防衛施設庁の関係で、全校が防衛施設庁の方の補助ということで対象になっていまして、ランチルームの施設費の9割が国の方の補助ということでできていまして、そこに民間の業者を入れて、学食方式で行うということになっていまして、ただ、いろいろ業者の採算等を考えた場合に、東京都の教育委員会等で示している給食の基準がありますけれども、それには該当しないために、給食という方式ではなくて、例えばカレーライスだけ食べる子とかラーメンを食べる子ということも含めて、昼食対策ということでスタートしたというふうに聞いております。もちろん参考になることだというふうに思っております。

名取委員長 よろしいですね。じゃあ、どうもありがとうございました。ほかに何か報告する事項等ありますか。

水野学校教育部長 何件かありますけれども、総務課の方と学事課の方からあと3件でございますので、よろしく願いいたします。

名取委員長 教育総務課からお願いします。

後藤学校教育部主幹 私どもの方からは報告事項といたしまして、昨年8月に学校教育部で立ち上げました八王子市教育改革アクションプラン検討委員会、こちらの報告書が今般まとめ上げられたところございまして、このことについて概略を小柳主査の方から御説明をさせていただきます。

小柳教育総務課主査 このたび教育長の諮問機関であります八王子市教育改革アクションプ

ラン検討委員会から最終の報告書が提出されましたので、その内容について御報告いたします。

まず、経過であります。

平成14年度から完全学校週5日制がスタートし、新しい学習指導要領が実施されて以来、我が国の教育は新たな時代を迎えており、今教育への国民の期待というものはますます高まっております。本市におきましても高尾山学園の開設などを初め、さまざまな教育課題に取り組んでいるところでありますが、市民の教育に対する関心、要望も多様化しており、そのことを踏まえまして、昨年8月、義務教育である小中学校での教育の現状と課題、これを早急に整理し、今後の改革の方向性を示す必要があるとして、保護者、市民、そして教育委員会と学校との間で現に直面している課題の共通認識を図り、課題解決に向けた実効性のある施策の検討を行うためにアクションプラン検討委員会を発足いたしました。

メンバーは公募の市民が4名、保護者代表として小中PTA連合会から4名、公募の学校長が小中9名、そして学校教育部の部課長職等合わせまして26名が検討委員としてございます。それを初めとしまして、分科会委員としましては、公募の教職員が2名、学校教育部の公募の職員が20数名参加いたしました。昨年8月18日に第1回の全体会を開催しまして、以後、全体会を7回、課題別に分かれた分科会、これ2つございます、それぞれ10回の計20回開催いたしました。さまざまな課題に対する方向性が提言として今回最終の報告書となってまとまっております。

それでは、お手元の提言の概要をごらん願います。

題目ですが、いま求められる八王子の教育改革とございます。

最近の教育を取り巻く事件、事故、市民ニーズなどを考えますと、学力の低下、生活習慣の乱れ、規範意識、公共心の低下など、多くの課題が山積みされております。その1つ1つの課題を早急に解決し、義務教育の目的にある、あるべき市民像、こんな八王子市民になってほしいと、こう望む多くの市民からの期待にこたえるべく、学校、家庭、地域が三位一体となった教育改革を進めていく必要があるという、そういう意味が含まれており、この内容につきましては第1編の趣旨として内容に組み込まれております。

次に、第2編となります。

八王子の教育改革に向けた新たな提言を示すに当たりまして、第1章としまして、今市民は行政に何を求めているのか、こういう視点に立ちまして、それは子どもにとっての確

かな学力の向上であり、思いやりのある豊かな心の育成であり、信頼できる学校ということであることから、それらのテーマ別に3つの節として柱が構成されております。また、教育を実践する場である学校、その学校を支える仕組みと意識の改革も大前提であることから、第2章としまして、1つには学校教育の担い手である教員の意識改革、そしてもう1つには事務局職員の意識改革、学校組織の効率化をそれぞれのテーマとして挙げております。

それでは、各項目の要点を御説明いたします。

第1節とあります。確かな学力の向上。サブタイトルは～「個」に応じた学習指導の充実～とあります。ここでは児童・生徒の個々人に応じたきめ細かな指導を行うための方策として、5つの提言をまとめてあります。児童・生徒の授業の理解度や習熟度に応じた少人数グループによる指導が有効であること。また、確かな学力を身につけるために十分な授業時間数の確保が必要であること。また、現在小学校6年生で実施しております学力定着度調査を拡大し、本格実施とし、指導方法改善のため十分活用するとともに、公表を前提として、公表内容を検討するということの必要性が内容に組み込まれております。

次のページでは、第2節になります。豊かな心の育成。サブタイトルが～倫理観・公共心・郷土愛、思いやりのある心の育成～とあります。ここでは道徳授業の大切さ、八王子の歴史や伝統文化の学習を通じて郷土愛をはぐくむこと、中学校の部活動の充実、そして社会性をはぐくむ環境の整備も行うことにより、子どもの健全育成を図るという内容であります。この社会性の部分につきましては、家庭の教育力の強化、教育の原点は家庭であるということ、また、PTA設置のための必要性などが提言とされております。

その下が第3節になります。開かれた学校と信頼される学校づくり。サブタイトルが～学校の組織力強化と地域の信頼に応える学校づくり～とあります。ここはいわゆる校長の裁量権の拡大を図り、校長の自主性、自立性を高め、リーダーシップを十分に発揮することにより一層円滑な学校運営を行い、特色ある教育活動の実践を進めていく必要があるということです。また、学校が地域に開かれ、また、地域も学校を支えていくという、相互に補完する関係を築き、学校、家庭、地域が一体となった信頼される学校づくりをつくることが求められているという内容であります。

次は、3ページとありまして、第2章になります。学校を支えるしくみと意識の改革であります。

第1節、こちらは教員の意識改革と資質・能力の向上であります。サブタイトルは～学

校教育の担い手である教員の意識改革と能力向上に向けて～とあります。教員も組織の一員という意識を持ち、もっとボランティア精神を醸成することで教員の意識改革を図り、教育課題に迅速・的確に対応するべきであるということ。また、指導力不足教員をいかに解消していくかという内容のものであります。教員の資質・能力の向上を図るとともに、指導力不足教員の実態を把握し、教壇に立たせないようにする一方、徹底した再教育の構築を図ることの提言をまとめてあります。

最後のページになります。第2節とあります。こちらは職員の意識改革と学校組織の効率化とあります。～社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行財政運営～とあります。これは教育委員会の事務局職員の意識改革の必要性と学校組織の効率化についてということで、一過性ではなく、持続可能な行財政運営の実現ということで内容が組み込まれております。教育委員会の機能強化を行うとともに、民間活用や市民との共同、サービスの質を確保しつつ財源を生み出していくということの必要性を提言としてまとめてあります。

概要としましては以上であります。

後藤学校教育部主幹 この件につきましては、中間のまとめについて昨年10月の本定例会の方にも御報告させていただいているところでございます。一部重複したところもあったかもしれませんが、なおまた項目立てについては中間のまとめ以降大分整理したところもございます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま教育総務課の説明は終わりました。

齋藤委員 昨年10月に中間のいろいろなものを聞いたときに、私、結構熱くなっている話をさせていただいたのですが、もう結構細かく八王子の教育の根底にもかかわるような内容がすごく盛りだくさんに盛り込まれていましてね。あくまでもそのときの説明では、教育長さんの方の諮問機関ということで、今後いろいろな教育委員会の定例会の中で意見を聞くようになるので、今はまだ発言の場所ではないというようなことで10月のところは過ぎていったように私は思っています。けれども、今後これだけの内容が、今、報告書があくまでも提出されたということで確認ですが、これから再度内容については随時教育委員会の方にかかわってくると。そのときにいろいろな意見を述べさせていただいて、場合によっては、例えばこれは必要ないじゃないかとか、もっとこういうふうにすべきじゃないかというような発言を述べさせていただけるというふうな判断でよろしいでしょうか。

後藤学校教育部主幹 おっしゃるとおりでございます。先ほど給食などの関係で、長期休業

期間中の授業の実施というようなこともこの項目で挙げてございます。もう既に具体化した項目もございますが、今後それを具体化する際に委員さん方の御意見もちょうだいすることになっていくのかと考えております。

名取委員長 よろしく申し上げます。

細野委員 せっかくこういう提言が出たわけですから、短期、中期、長期にこの提言のどれを具体化していくのかということを経務局の方で表か何かにして、少し私たちに投げかけてくださってもいいと思うのですけれども、これはお願いです。

小田原委員 今のお話の延長でいくとね。この概要に、中間報告にA、B、Cがついていたんじゃないかと思う。A、B、Cは、あれは長期、中期じゃなくて、緊急度だったのですよ。そういう部分が欲しいということだね。

私は皆さんの御努力は本当に、そういう時間でよくおまとめになったというふうに敬意を表しますけれども、私自身は、これはやはりここで公募市民の皆さんが少ない。教員の公募も少ない。公募しているけれども少なかったのかな、2人ぐらいしかいなかったっけ。だからどうしても教員というのかな、あるいは教育委員会の内部というか、そういう発想なのです。こんな八王子市民になってほしいと望む多くの市民の期待にこたえる方に行っちゃ。私自身は、こういう大人でなければならない、こうあるのが八王子市民であるというのを共通に持って、そういう大人でいたい。そのために私たち大人は何をしなければいけないかという、そういう発想でね。ということは、教育委員会、学校があって、もう1つ地域、市民という立場があるだろうと。で、そのとき何をすると、私の発想はそんな感じだったのですけれどもね。これは学校の立場、あるいは教育委員会の立場で出ているわけですから、今度は総合型スポーツクラブみたいなのが出てきていますけれども、市民としてはどういうふうにするべきか。

これは前の安全対策の話に行くけれども、安全対策は、ただ教育委員会、あるいは学校、あるいは郵便局へお願いするのではなく、市民全体で取り組むべきとなるというふうに考えてほしいというふうに思っているのです。だから、今教育委員会というのはここにある、こうやってやっているけれども、これだけでは不足するから、教育国民会議が国はあるけれども、あそこには教育委員会はありませんからね。国民会議が必要になったけれども、僕は教育委員会だけじゃまとまらない部分があるから、狭い部分もあるから、市民を巻き込んだ形の中に教育委員会というの位置づけられていかなければいけないのかなと思っていますけれども、そういう点でゆめおり会議の何とかとか、それとのどういうかかわり

があるのかというのを含めて、それぞれの持ち場で何をやる、する、やるべきもの、二、三年でやるべきもの、長期的に考えるものというふうに設定してほしいわけ。

後藤学校教育部主幹 おっしゃったように、まず1点のあらゆる短期、中期、長期、これはさっきの中間のまとめの際には段階的に来年度の予算に向けて先に先行して検討していこうという項目、あるいは中期的な課題、さらには長期的な課題というふうなことで整理をさせていただいておったところですけども、今回最終報告ということで、そういった項目立ても整理した中で、そういったところの性格といいますか、課題の性格というようなものについても横並びに記載させていただいたような形にはなっておりました。そういう意味では、細野委員さんの御発言につきましては、私どもも再度整理をし、また委員さん方の方にもお示しをしたりしながら、なお加えて、小田原委員さんの御意見にありますように、私どもの内部の発想から出た、内部の発想にやや近い提言というようなものの中にはあるのかなと。当然委員も入っておったわけでございますので、そういった部分については、市民の側から見たところからの発想というようなことも含めて、今後具体化していく作業の中で私どもとして整理をさせていただきたいというふうに思っております。

小田原委員 細かいことを申し上げますと、例えば順不同でいきますと、11ページ、特別支援教育への着実な移行、これは前回いろいろ骨折っていただいてやっていたけれども、さっきの指導主事の話と同じように、今どのくらいいるかといったら、数持っていますか。各市内の小中学校でLD、ADHDの子がどのくらいいるか。どういうことかということ、それに対応していないでしょう、ほとんど。このところで一人ひとりの教育に対応した指導を行う。これは大変なことなのです、この支援教育をやっていこうとする場合。うちは手を挙げているけれども、2市だけじゃなくて、区の方も2区くらいやっているでしょう。そのとき、八王子は八王子独自でやっていきますよというふうなもとにやるけれども、今からやってみて、どれだけ大変かというのを、言うからには認識してほしいということがありますね。

それから、校長のリーダーシップを発揮する、裁量権を発揮する校長、というのは13ページからになるわけですけども、これはこれでいいですよ。裁量権を拡大し、リーダーシップを強化するというのはいいいけれども、実際に発揮できていない校長が、学校が見えてくる。とんでもない校長が結構いるわけです。見せませんよ、なかなかそういうのは。だけれども、話をしていくうちに出てくる。教員に対する人事考課もやっているわけですから、校長、教頭に対しては教育委員会がやっているけれども、教員が校長、教頭を評価

するという事を考えていくべきだろうと。そういうところが落ちていますがけれども、そうしないと、裁量権を与え、リーダーシップを発揮しろといっても、働いていけないのではないかと思うんですよ。

それから、頭に戻りまして、基礎基本の学力等を身につけるとというのが第1番に来ていますがけれども、まず、これでいいのかなと思いますね。僕はどういう市民であるべきかということ考えたときに、基礎基本の学力の向上を進めが第1じゃなくて、第2節がむしろ第1になるべきだというふうに私は思っているのです。特に郷土愛とかいうのを学校に定着させていく必要があるだろうということね。

それから、細かいことと言えば、2学期制しか出ていないけれども、3学期制のいいところもあるわけだろうし、通年制というのもその先に出てきて、これは齋藤さんに言わせると、何でもまた先を越されたかという話になっちゃうけれども、通年制もあるのだから、2学期制にとらわれない部分というのはやはり必要だろうし、学力調査については、先ほど申し上げたとおり。だから、そういうところ、細かいことを言うといろいろありますので、そのような線でチームをつくって、さらに検討を進めていかなければいけないだろうというふうに思っています。

水野学校教育部長 私の方から最初の校長の裁量権とリーダーシップの13、14のところをちょっとお話ししますと、委員さんもお話のとおり、多くの学校といたしますが、私は半分ぐらいあるのかなと、107校のうち。教育委員会でがんじがらめに決めちゃってほしいという校長の方が割合として多いかなという、校長先生の裁量権は要らないよという声をひしひしと感ずるのです。中にはそうでない校長先生もいますけれども、最近、私はそういう校長先生が多いのかなという気がしまして、ただ、学校自身自立と特色ある触れ込みだというふうなことで、やはり校長先生に裁量権を与えて、学校の組織として一体となって校長をトップとして、保護者と協議をしながら、それぞれの地域の特色を生かした学校づくりということを発揮するためには、校長に裁量権をたくさん与えなければいけないだろうし、先ほどの給食費についても、あれじゃ困ると。一律にやってもらえれば、教育委員会がもう決めたことだということをおぼろげに校長先生は言って納得するというのが多くの学校に感じられますのでね。だけれども、これを乗り切らないと、学校は特色ある、いわゆる個性のある学校に向かわない。いろいろ課題だとか、いろいろな支障が出てきても、これを何年か乗り切ることによって学校が立派に一人立ちするのではないかというようなことで、そのために今、小田原委員さんが管理職から部下の教員を評価するだけでなく、

部下の方から管理職を評価するという点についても、14ページの提言の一番最後のところにもこれについても検討しようというふうな提言がされていますので、また、機会を見てそういった検討会についても立ち上げたいというふうに思っております。

細野委員 今のお話について、少し私の考え方を申し上げたいけれども、今ここに提言に書かれていることは政策目標ですね。その政策目標をどういう形で実現するかというその手段が大事だと。私が申し上げたのは、緊急性かどうかは知りませんが、短期、中期、長期といったときに、じゃあ、その短期といった場合にはどういう政策手段でそれを実現するのかとか、それがないとだめだと思うのです。今の校長の問題もそうだけれども、そもそも校長というのはどういう職務なのかというときに、あくまでも中間管理職ですけれども、教育委員の方で全部決めてくれたら、それを上の方から下の方に伝えるだけの情報回路の1つの機能でしかないというふうにするといったら、それはそれでいいですよ。でも、そういうものではないということを決めたときに、じゃあ、それが機能するためにはどういう手段をつくらなければいけないのか。どういうインセンティブを与えなければいけないのか、あるいは信賞必罰のシステムをとらなければいけないのかということなのです。そこを私は聞きたい。だから、あるいはまだそれができていないならば、早くそれを決めなければいけない。そうすると、じゃあ、今から手をつけるにはどこからなのかということなのです。それを事務局でつくってほしいということなのです。

水野学校教育部長 さっきお答えすればよかったのですが、ただいまの御質問ですが、先ほどは主幹の方から答えて、齋藤委員さんの前回の中間報告のときの質問との関連もするわけですけれども、それらの施策の中に生かしていきたい。その中で御議論いただきたいという1つの方法もございますし、それからアクションプランをこうやって対外的に示していくと、このアクションプランを受けて、これをどういうふうに教育委員会が持っていくのか。ある程度の3年ないし5年の方向性を示してほしいと。今言われている中期、長期、短期というね。これを受けた教育長がこれをどういうふうな手段で実現するのかというプログラムといいますか、そういったものを見せてほしいという意見がございますので、先ほど課長が答えた、これからいろいろな施策の中で、前回の休業日の単独化なんかも先行させていただいたけれども、そういった方法もとつつ、いま一方ではきちんとした考え方のたたき台をつくって、委員さんに御議論願って、市民に公表して、八王子の教育の方向性を示していきたいというふうに思っています。

齋藤委員 校長との関係についてすごく感じるものは、校長に裁量権を与えるよと言ってお

きながら、校長のランクづけもこれからしていきながら見ていこうというようなことを片一方で行っているわけですね。だから、何かのど元に短刀を突きつけておいて、何してもいいけれども、何かしたら刺すよという感じがします。今、学校訪問をしていますけれども、校長先生がこちらの顔をうかがいながら、本音をなかなか言えないような感じを私が勝手に持っているのかもしれませんが、だからこれから校長の裁量権というものを拡大していくということであるならば、よくよく校長会などとも話し合いながら、本当に双方の信頼感の中で、いい方向で裁量権を与える方向にしてもらいたいと思います。片方で押さえつけておいて、何かあったら切るぞと言っておいて、何してもいいよと言っているような、今そういう感じがしているように私には感じとれるのですけれども。ぜひ、いい形で進めていってほしいなというふうに思います。ぎすぎすしているのが学校現場であるということではいけないなというふうに感じます。

細野委員 今の御意見も確かにそうだけれども、裁量権を与えるというのは、何もしないというのも裁量権になると思う。だからそのところをどうするかということを考えなきゃいけない。そのときに何もしなくてもいいよということでは、実は済まないのだと、そういう問題ではないと。何かしようと下の方で思っているのに、上の方は大過なく過ごしたいからやりたくないということもあるわけです。そういうことに対しては、いろいろな人事システムをとって、少ししっかりやってほしいという部分もあるわけです。だからあれこれやると失敗するかと。私は失敗してもいいと思う、人間なのだから。ただし、何もしないということもその裁量権の中にあるということも一つ考えてほしい。

水野学校教育部長 齋藤委員さん、それこそホームページの充実ということで、ことしホームページを少しリニューアルをして、工事中と称しながら、情報を着々と蓄積しているわけですが、今まで国歌を初めとする教育委員会がいろいろな指導をしても、のど元過ぎればというようなことで、またその繰り返しというようなことで、教育委員会がいろいろな指導をしながら、学校はなぜそれがなかなか徹底できないのかなと。そんな思いが審議会なんかでもすごく教育委員会に求められて、教育委員会は指導する、学校長を指導すると言うだけで、ちっとも改善しないじゃないかというような、市民の代表の議会でも大きな声があります。その辺のところ、私の方としましては、学校に対する指導、こういうことを指導していますということをホームページに掲載すると同時に、P連の会長さんの方にもこういったことを指導しましたと、ぜひ御承知しておいてくださいと。P連の方ではそれぞれのブロック長にそれをまた継送すると。それから、市民に学校の指導とい

うか、システムというか、そういったものをもう情報公開としてホームページだとかP連を通じて公開することによって、この1月以降ですが、学校も少しずつ市民の目を意識しながら、今まで教育委員会の指導を無視していたものを少しずつ無視できなくなるように、そんな感じでやっていますので、いろいろな手法を使いながら、よりよく持っていきたいと思っております。

小田原委員 学校にぎすぎすした雰囲気を感じられるとかというのは非常に不幸な状態だというふうに思います。何でそういうふうになるのかということは、1つには校長の面従腹背みたいなのが抜け切らないという部分があると。だから上目遣いに見ているみたいなふうになっちゃう。そういうのが出てくるからぎすぎすした感じになっちゃうだろうと思うのです。だからさっき細野さんがおっしゃったけれども、何もやらなくてもいいし、何をやってもいいよというふうに投げ出しているわけですから、何ができたか達成率を見る、公表するみたいなものがあるけれども、達成できたかできないかというだけじゃなくて、何を考え、何をやろうとして努力したかという部分が大事だというふうに思うのです。そういうところをやはり校長、教頭にも教員にも理解させて、そうするところには人も金も必要ならばつけていかなきゃいけないでしょうと、そういう話だと思います。

成田教育長 この報告書で提言をいただいたもので、まだ生のままというところがございます。委員さん方には御苦労さまでしたし、敬意を表するわけですがけれども、現状と課題等々のところも、あるいは新たな提言というような四角囲みのところも整理をしながら、今後、教育委員会事務局としては、実施計画の策定に入っていこうと考えております。委員さんからのご指摘も踏まえ、あるいは順位性の問題等も検討しながら、実施計画の策定の取り組みに入っております。

名取委員長 大変でしょうけれども、ぜひ八王子市民のためによろしくお願いしたいと思います。

この部分についてはよろしいですね。ありがとうございました。

次に、学事課からお願いします。

望月学事課長 学事課の方から2件報告ございますが、1つ目は鳥インフルエンザの発生に伴う対応でございますが、ちょっと資料の一部に字が間違っているところがございますが、口頭で補いながら説明したいと思います。1月12日に山口県で鳥インフルエンザの感染が確認されまして、それ以降の対応として各学校の方にも対応をお願いしているところでございますので、担当係長より説明いたします。

古見学事課主査 それでは、背景といたしまして、1番、国内の鳥についてですが、1月12日に鳥インフルエンザが確認されまして、山口県に対し厚生労働省が感染防御の指導を徹底いたしました。2月17日に入りまして、大分県で第2例目の感染が確認されましたが、2月18日に山口県の鳥は鳥インフルエンザの終息宣言をしたところでございます。

2番目につきましては、ヒトの高病原性鳥インフルエンザAにつきまして、WHOが感染を確認した症例を挙げてございます。

3番ですが、学校への通知ですけれども、1月19日にはまず第1報といたしまして、鳥インフルエンザ発生に伴う学校の対応について概略をここに掲載しております。飼育動物に関する状態観察の徹底、施設内の衛生管理の徹底、動物との接触後の衛生管理の徹底について通知をしております。第2報は、2月19日ですが、児童への指導、これは過度に恐れることのないよう配慮が必要であるということ、飼育施設の衛生管理につきましては、野鳥の侵入の阻止等。第3報ですが、2月24日とありますが、昨日できませんで、本日する予定ですが、第3報といたしましては、上の方に書いてございます、学校で飼育している鳥が異常死した場合の取り扱いということですので、概略の1番といたしましては、正しい情報の収集と提供、情報提供等や相談先をホームページなどを明示しまして紹介しております。2番目といたしましては、予防対策の徹底ですが、児童・生徒が不調を訴えるような場合に、早期医療機関への受診について搬送してもらうというようなこと。3番目といたしまして、鳥が異常死した場合の取り扱いということで、国の方で対応方針が示されましたので、それを別添で通知しております。

対応方針ですけれども、家で飼っている鳥、家禽類の移動制限地区内と、家禽類の移動制限地区外での学校の場合に分かれており、本市は地区外にある学校ということですが、連続して複数の鳥類が死ぬなどした場合、学校が教育委員会に報告して、獣医師に相談を行ったり、その後、家畜保健衛生所の検査の要否の判断とか、その後検査が必要かどうかというようなところで、家禽類の地域内と同じような対応をするように指導を対応方針として送付してございます。

それと、今後ですけれども、ホームページへの掲載、あとPTA連合会へのメール送信などを予定しております。

望月学事課長 八王子市におきましては、鳥等の鳥類、インコとか小鳥は含めませんが、小学校で飼育しております。全部で45校が飼育しております。鶏が一番多いですが、チャボとか、ウコッケイなど、鶏が最も多くて、あと少ないアヒルですとか、

それからハト、クジャク、アイガモなどが数校であるというところでございます。

名取委員長 御質問、御質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 いいですか。

望月学事課長 もう1件、学校における児童の事故について御報告いたします。

この事故は、去る1月16日に小学校の2階のパソコン室の掃除をしていた児童が、清掃中にパソコンデスクの上に乗ってカーテンの裏に隠れて遊んでいたところ、誤って窓の外に転落して起きたものでございまして、小学校4年生の男子で、両手首の骨折、全治6週間ということで、間もなくギプスがとれるかどうかというふうなところで、今自宅で療養中というところでございます。

その時点の学校の対応は、もちろん応急対応したところでございますが、校内の危険個所の再チェックをいたしまして、パソコン室のすべての窓に転落しない程度の窓のあきぐあいになるようなストッパーを設置したというところでございます。

再発防止策といたしまして、全校に対しましてかねてからこうした通知はしておりますけれども、この事故を受けて、改めて窓際に机等を配置しないということ、それから、この学校の場合、パソコンのデスクを窓側にまで置かざるを得ない状況もございましたけれども、そうした場合については安全策を講じると。この安全策というのは、具体的にはこの学校でもございましたように、ストッパーの設置ということになりますけれども、そうした対策を講じると。それから児童・生徒への転落防止の指導の徹底を図るということで、通知をしたところでございます。

名取委員長 御苦労さまでした。

どうですか、御質疑。

小田原委員 1時半で4年生というのは、もうお掃除の時間なのですか。

清水指導主事 清掃時、学校によって若干違いはあると思いますが、食事を終わった後に掃除をする。清掃時ということです。

小田原委員 通常の清掃時ですね。

清水指導主事 はい。

小田原委員 金曜日というのは4時間目で終わるのですか。

清水指導主事 それで給食で、5時間目がありますので、その間に昼休みと清掃が入ります。

小田原委員 そういう時間帯というのは、あそこはパソコン室だから担任はいないという、

そういう時間設定になるわけですか。

清水指導主事 清掃時間、清掃当番だったのが数名。幾つかの清掃場所を1つのクラスでやりますので、担任はそこを見て回るというような時間で、ずっとついているわけにはいかなかったのです。

小田原委員 そういうのは認めているわけ。認めているというのかな。やむを得ない、そういう状況なのですか。

清水指導主事 そういうときには自主的ではありませんけれども、それぞれ教員が巡回をしている形で、それぞれの清掃場所を回る。子どもが清掃するというふうな形をとっています。

小田原委員 これはお掃除している、要するに授業と同じ時間帯にこういうことが起こっているわけだから、管理上の問題というのは当然出てくるはずですよ。死ななかったからよかった話ですが。こういう話が何で今ごろ出てくるのかというのが不思議だけれども、16日のことで。新聞に出なかったから、今ごろ出してきたのかな。死ななかったからよかったという話だけれども、こういうのはちょっと遅いというのかな。こういう処置でいいのかな。パソコン室なんかお掃除させちゃいけないのではないですか、管理者がいないところで。先生がいないところでこういう掃除をさせるということを見せていいのかという問題を含めて、理科室なんかどういふ掃除をさせているのかなと非常に気になります。家庭科室とかね。家庭科は専科がいるからいい。理科はいる学校といない学校があるわけだから、この場合もだれが責任をとるといふ話になったときに大丈夫なのかなというふうに思いますので、こういう報告だけで済ませないでいただきたい。

名取委員長 その辺もひとつしっかり検討していただきたいということだろうと思います。

齋藤委員 全窓にストッパーを設置したということですが、こういう費用はどのくらいかかって、どこから出たのですか。

穂坂施設整備課長 このストッパーについてですけれども、窓枠のところに木ネジといいましょうか、ネジを固定して、それ以上とまるような形で処置をしたということですので、特に費用的にはネジ分ぐらいということで、在庫の部分で対応したということです。

名取委員長 要するに子どもが転落しない程度にまで窓をあかないようにしたということですね。

穂坂施設整備課長 実際に15センチから20センチ程度の窓幅を確保したということです。

齋藤委員 つまりなぜこういう質問をしたかということ、どの程度のことをやったのかなとい

うことと、こういう事件を起きたからといたら、すぐ対応したことはいいですけども、だったらほかにも学校にどういう危険がある。ほかの他校のところも全部見て、同じような対応を講じないと、通知を出しただけでは不十分じゃないかなという感じがしたものですから。各学校の予算の中でやれと言ったのか、こちら側の予算で講じたのかというのをちょっと聞いたかったですけれども。ほかの学校もすぐ対応をある程度考えていかないとね。

水野学校教育部長　すぐに学校の方に通知を出しまして、先ほど報告したとおり、各校でも窓際に机等を配置していたら、それを避けるように、またやむを得ず机等を配置した場合には、ストッパーですね、そういったものを学校の会計予算なり、用務員さんなりを使いながら、学校で対応していく。学校で対応できないというケースもございますが、そういった場合にはそれぞれの所管の方に相談がありますので、私の方としましては学校に通知をして、同じ事件が2度と起こらないようなことについては指導しております。また、ホームページでもそれを明らかにし、各学校にこういった指導をしたということで、P連を通じても通知しておりますし、また、お母さんたちがこういったものを見たときに、またそれぞれの学校へ行って確かめて、担任や校長の方にそんなことを言っていただけたらなというふうに思っております。

名取委員長　ほかに御質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　それでは、ほかに何か報告する事項はございますか。

水野学校教育部長　ございません。

名取委員長　ほかにないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。また、事務局についても、関係部長及び参事並びに課長及び担当者のみのお席をお願いします。

どうもありがとうございました。

【午後3時44分休憩】